

規 則

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十二号

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

埼玉県職員住宅管理規則（昭和五十年埼玉県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「臨時職員」を「任期を定めて採用される職員で承認権者が定めるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。